

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	P2
1. 計画策定にあたって	
2. 計画の位置付けと期間	
第2章 現状と課題	P2
1. 現状	
2. 課題	
第3章 計画の基本的な方向	P3
1. 計画の目的	
2. 計画の基本目標	
3. 計画の基本方針	
4. 計画体系図	
第4章 協働を推進するための基本施策及び具体的な取組	P5
1. 計画体系図	
2. 基本施策及び具体的な取組	
第5章 計画の推進に向けて	P
1. 計画の推進体制	
(1) 岡山市協働推進委員会	
(2) 岡山市協働推進本部	
(3) 協働フォーラム	
2. 計画の実効性の確保	
計画の実施状況の評価と結果の公表	
【参考資料】	P
資料1 岡山市協働のまちづくり条例	
資料2 岡山市協働のまちづくり条例施行規則	
資料3 岡山市市民協働推進本部設置規程	
資料4 統計・データ	

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定にあたって

多様化する市民ニーズに対応し、地域の社会課題を解決していくには、行政だけではなく、地域の誰もが地域づくりの当事者となって、自ら考え、行動し、主体となり、大切なまちを守り育てていくことが重要となってきています。こうしたことから、平成13年施行の「岡山市協働のまちづくり条例」を市民とともに考え、平成27年に全面改正を行い、平成28年4月1日に施行しました。今後、条例に基づき、多様な主体の協働により地域の社会課題を解決することを促進し、持続可能で活力ある岡山市を築いていくこととしています。

この条例は、目的、定義、原則等の基本理念のほか、協働を推進するための施策を具体的に定めていることが特徴です。今後は、条例に定めた協働推進施策等を計画的かつ具体的に実施していくことが重要であると考えており、こうした視点を踏まえ、このたび、岡山市協働推進計画(以下「本計画」という。)を策定するものです。

2. 計画の位置付けと期間

本計画は、岡山市協働のまちづくり条例第14条の規定に基づき策定するものであり、期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

第2章 現状と課題

1. 現状

- ・市内全学区・地区に組織された安全・安心ネットワークが、防犯・防災、交通安全、環境美化等に取り組んでいますが、若者や壮年層の参加が進んでおらず、主体的な活動に取り組みにくいほか、活動の継続も懸念されています。また、活動には、住民自治組織以外のNPO法人や企業等の参加も進んでいない状況です。
- ・平成27年度の市民意識調査では、56.1%の人が地域活動に参加していないと回答しているように、高齢化による担い手不足や活動参加者の減少により、町内会などの地縁組織の機能低下が危惧されています。
- ・地域の課題が多様化する中、こうした課題をすべて行政のみで解決することは困難になってきており、地域の課題を最もよく知る地域住民が主体となって、地域団体やNPO法人等とともに、地域づくりの担い手として活躍することが期待されています。
- ・平成28年1月1日現在の岡山市所轄のNPO法人数は320を超え、人口10万人あたりでは、政令市の中で5番目に多い状況です。主たる活動分野は、障害福祉・高齢者福祉が30.3%、医療・保健・健康が13.4%、子育て支援・子どもの健全育成等が12.0%であり、多様な支援の提供などそれぞれの特性を生かした活動が広がっているほか、若者によるまちづくりの活動を担う法人も増えています。また、国際貢献の活動や医師や弁護士等の専門家が関わる活動も行われています。

2. 課題

- ・子どもから高齢者まで多世代の地域住民等の交流や、町内会、婦人会、愛育委員会、民生委員などの地域における活動を促進し、顔の見える地域コミュニティづくりを進めることが必要です。
- ・地域活動において若手人材が活躍できるようにするなど、持続可能な組織づくりを進めることが必要です。
- ・地縁組織のみならず、NPO法人、企業、大学、若者等の多様な主体の協働による地域の課題解決のための取組を推進し、持続可能な地域づくりを進めていくことが必要です。
- ・大学等の高等教育機関の知の集積や大学生などの活力を活かし、地域の様々な課題の解決が図られるよう、地元大学との連携の取組を進めることが必要です。
- ・市内に多数活動しているNPO法人等の持つ多様な知識とノウハウを、それぞれの分野でまちづくりに活かすことが求められています。
- ・地域の課題解決に向けて、NPO法人等市民活動団体が安定的に活動できるよう支援していくことが必要です。
- ・住民自治組織、企業、大学、NPO法人等の多様な主体をパートナーとした官民の協働をさらに推進していくことが必要です。

第3章 計画の基本的な方向

1. 計画の目的

多様な主体が協働して地域の社会課題解決の取組を行い、豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現することを目的とします。

2. 計画の基本目標

計画の目的の実現に向け、次の3つを基本目標とします。

- (1) 多様な主体が、地域づくりの当事者として協働の担い手となります。
- (2) 多様な主体が出会い、つながり、協働による課題解決の取組を実践します。
- (3) 協働の原則に則った、より効果的な課題解決の取組を広げます。

3. 計画の基本方針

基本目標を達成するため、次の5つを基本方針とし、それぞれの5年後の姿と成果指標を定めます。

- (1) 人材・団体を育成し、活動を支援します
【5年後の姿】

より多くの市民が自主的に地域活動に参加している状況

【成果指標】

指 標 名	現状値 (H27)	目標値 (H32)	出 典
地域活動への市民の参加割合	39.9%		市民意識調査
「ボランティア・NPO・市民活動の支援」の満足度	13.7%		市民意識調査

(2) 多様な主体のつながりの場を創出します

【5年度の姿】

より多くの主体が協働による課題解決に取り組んでいる状況

【成果指標】

指 標 名	現状値 (H27)	目標値 (H32)	出 典
協働による取組に向けたマッチング件数	26件		ESD・市民協働推進センター
協働による取組をマッチングした結果、実際の取組につながった件数	9件		ESD・市民協働推進センター

(3) 情報の発信と共有を進めます

【5年後の姿】

より多くの市民が協働に関する情報を得て、活用している状況

【成果指標】

指 標 名	現状値 (H27)	目標値 (H32)	出 典
協働による取組に向けたマッチング件数	26件		ESD・市民協働推進センター
協働推進サイト「おかやまシェア・ウェブ」への岡山市関連情報掲載件数	0件		ゆうあいセンター運営サイト

(4) 市役所の協働化を進めます

【5年後の姿】

①より効果的に官民協働による社会課題の解決に取り組んでいる状況

【成果指標】

指 標 名	現状値 (H28)	目標値 (H32)	出 典
市民協働推進モデル事業の評価 (100点満点中80点以上の割合)	－%		市民協働局
各課の協働事業の自己評価 (「大変良い」「良い」の割合)	－%		市民協働局

(5) 成果を共有し、協働意識の醸成を進めます

【5年後の姿】

より多くの市民が協働による取組の必要性和重要性を認識している状況

【成果指標】

指 標 名	現状値 (H28)	目標値 (H32)	出 典
優れた取組の表彰への応募件数	－件		市民協働局
優れた取組の表彰への投票者数	－票		市民協働局

第4章 協働を推進するための基本施策及び具体的な取組

1. 計画体系図

* 別紙を貼付

2. 基本施策及び具体的な取組

基本方針を踏まえ、基本施策毎に具体的な取組を行います。

基本方針1：人材・団体を育成し、活動を支援します

◆基本施策1：教育機関、行政機関等との連携による人材育成（第6条）

様々な関係機関と連携し、地域の社会課題解決に関する取組等を行うリーダーや協働コーディネーターの養成のほか、若者の市民活動・地域活動への参加を促進するなど、人材の育成に取り組めます。

【具体的な施策の方向性と主な事業】

① 協働コーディネーターの養成

多様な主体をつなぎ効果的な課題解決の取組を推進することのできるコーディネーターを養成します。公民館職員、地域担当職員など市職員とともに、中間支援組織など市民活動団体のリーダーを協働コーディネーターとして位置づけ、課題の掘り起こしや話し

合いのファシリテート、コーディネートに必要な情報の収集等の力をはぐくみます。

ア 地域を支える職員のためのワークショップ

イ 協働コーディネーター養成講座

② 市民活動・地域活動に参画する学生の育成

大学等と連携し、学生が市民活動・地域活動について学ぶ機会をつくり、活動に参加することが単位修得につながるなど評価される仕組みづくりを検討します。

また、NPO法人や地域団体へのインターンシップやボランティア参加など具体的な活動を通して学ぶ機会をつくります。

ア 大学等での市民協働推進に関する講座の実施

イ 市民活動団体、地域活動団体へのインターンシップ事業

ウ 若者を対象とした地域応援人づくり講座

③ 小・中学校、高等学校等での地域学習・地域交流・地域活動への参加促進

学校、地域団体等と連携し、子どもたちが地域を学び、地域の大人と交流し、地域活動に参画する機会を増やします。

ア 子どもを対象とした地域応援人づくり講座

◆基本施策2：協働の担い手となる団体の育成と取組の基盤強化の支援（第6条）

NPO法人の事務局機能の強化、安全・安心ネットワーク等への多様な主体の参加促進、課題解決型の地域活動の拡充、企業・大学の地域・社会貢献活動の促進などにつながる支援を行います。

【具体的な施策の方向性と主な事業】

① NPO法人の活動基盤強化と認定制度の促進

課題解決事業を安定的に継続することができるNPO法人を増やしていくために活動の基盤となる組織・運営・事業の強化をはかり、認定取得を促進します。

ア NPO法人事務局診断事業の実施

イ 認定の条例指定基準の検討

② 市民活動団体、地域活動団体等のリーダー養成

市民活動団体、地域活動団体が団体の目的に照らして活動内容を見直し、課題を分析し対策をたてることで持続可能な組織と必要な活動スタイルを確立していくことできるように、団体のリーダー養成を行います。

ア 地域活動団体リーダー養成講座

イ コミュニティ・オーガナイズング・ワークショップの開催

③ 課題解決型の地域活動の拡充

地域課題の調査、課題解決のための活動、地域計画づくり、そのための組織づくりなど、持続可能な地域づくりのための活動を支援し、協働による課題解決型の地域活動を広げます。

- ア 区づくり推進事業「地域活動部門」（補助制度）
- イ 地域協働フォーラム（事例発表・研修）
- ウ 地域活動団体リーダー養成講座

④ 小学校区・地区単位の協働の仕組み（安全・安心ネットワーク等）の基盤強化

安全・安心ネットワークをはじめとする小学校区・地区の協働組織が、地域課題解決の取組を進めていくことができるよう、研修等を行うとともに、多様な主体が参加できるよう支援する。また協働の仕組みの実態調査を行い、地域特性を生かした基盤強化の方策を検討する。

- ア 区づくり推進事業「地域活動部門」（補助制度）
- イ 地域協働フォーラム（事例発表・研修）
- ウ 安全・安心ネットワーク実態調査

⑤ 企業・大学等の社会貢献・地域貢献活動の促進

社会貢献活動に取り組む地元企業・大学を支援する方法を検討するとともに、優れた事例を広げる。

- ア 社会貢献・地域貢献活動についての事業者アンケートの実施
- イ 市民協働推進ポータルサイト「つながる協働ひろば」等での社会貢献活動の紹介

◆基本施策3：地域の拠点機能及びその拠点のコーディネート機能の強化（第6条）

地域担当職員や社会教育の専門職員が配置されている公民館を地域の協働の拠点として位置付け、多様な主体の協働をコーディネートできるよう職員の支援力を強化します。

【具体的な施策の方向性と主な事業】

① 地域の協働の拠点である公民館のコーディネート機能の強化

社会教育の専門職員および地域担当職員等を配置し、中学校区に一館設置された公民館を地域協働の拠点施設と位置付け、地域の課題解決を協働により進めていくためのコーディネート機能を強化していきます。

- ア 地域を支える職員のためのワークショップ等の研修
- イ ふれあいセンターなど地域の諸機関との連携事業。
- ウ ESD・市民協働推進センターと公民館の連携

- エ 公民館での地域課題解決ワークショップ等の開催
- オ 公民館での市民活動等の展示や発表の機会の創出
- カ 小学校区・地区の活動拠点であるコミュニティハウス等の活用

基本方針２：多様な主体のつながりの場を創出します

◆基本施策４：多様な主体をつなぎ、協働を推進するコーディネート機関の設置（第８条）

多様な主体をつなぎ、協働を推進するコーディネート機関として、岡山市ESD・市民協働推進センターを位置付け、多様な主体からの協働提案を市の関係部署につなぎ、協議の場を設けるとともに、協働により解決する取組となるよう支援を行います。また、同センターは、協働の担い手を見つける支援を行うとともに、市が行う協働推進施策に関連する事業を行い、協働を促進します。

【具体的な施策の方向性と主な事業】

① ESD・市民協働推進センターによる市民協働推進事業、地域協働支援事業の実施

市の協働の窓口として、市民や市各課等からの協働の相談に対応し、提案を受け止め、関係課や関係団体との協議の場をつくり、協働事業化を推進する。また、地域における協働のコーディネートを行い、課題解決型の地域活動を支援する。

- ア 市民協働推進モデル事業の支援
- イ 市民等からの協働提案制度の運営
- ウ 課題解決ワークショップ等の開催
- エ 区づくり推進事業（地域活動部門）の支援
- オ 関係諸機関との連携

◆基本施策５：多様な主体のつながりと相互理解を深める交流の場の提供（第６条）

企業とNPO法人等市民活動団体、住民自治組織とNPO法人等市民活動団体などの交流が促進され、相互理解につながる機会を創出します。

【具体的な施策の方向性と主な事業】

① 多様な主体による課題解決ワークショップを開催

課題解決ワークショップを開催し、多様な主体の交流機会の場とするとともに、解決のための協働を生み出す機会とします。また多様な主体からの参加が得られるよう、働きかけを行います。

- ア 地域での課題解決ワークショップの開催
- イ 若者や企業の参加を促進するための課題解決ワークショップの開催

② 市民活動等の展示・発表機会をつくる

公民館での市民活動の展示や、課題解決の取組の発表の機会をつくとともに、地域のイベントでの活動展示や体験ブースの設置などをコーディネートし、多様な主体が気軽に出会える場を創出します。

- ア 公民館等での市民活動の展示・発表会
- イ イベントでの協働ブースの設置

③ 市民協働推進サイト「つながる協働ひろば」の拡充

市民協働推進サイト「つながる協働ひろば」「団体検索サイト」での団体情報の発信や、協働パートナーを見つけ出せるコーナーを拡充する。

- ア 団体検索サイトへの登録団体及び登録情報の拡充
- イ 「協働でこんなことができます！」リストの掲載
- ウ 「仲間みつかる協働コーナー」の設置

基本方針 3：情報の発信と共有をすすめます

◆基本施策 6：地域の社会課題に関する情報の共有機会の提供（第 6 条）

地域の社会課題を共有し、その解決のために一緒に議論し解決の方法を見い出していくための協議の場をつくとともに、社会課題に関する情報の発信を行います。

【具体的な施策の方向性と主な事業】

① 多様な主体による課題解決ワークショップを開催

解決したい課題をもちより、多様な主体で共有し、解決のための方法を考えるワークショップを開催し、課題の共有機会を広げます。

- ア 地域での課題解決ワークショップの開催
- イ 若者や企業の参加を促進するための課題解決ワークショップの開催

② 「つながる協働ひろば」、「おかやまシェアウェブ」での課題発信

岡山県が整備し、ゆうあいセンターが運営する「おかやまシェア・ウェブ」と「つながる協働ひろば」の連携をすすめ、岡山の課題を探すことのできるサイトづくりをすすめます。市各課の協働推進員は岡山市の社会課題に関する情報を両サイトを通じて発信します。また課題の広域での共有をすすめます。

- ア 「つながる協働ひろば」等での発信

◆基本施策 7：活用可能な地域の資源に関する情報の共有機会の提供（第 6 条）

地域にある資源を活かしたまちづくりを進めるため、活用できる資源の情報を共有することができる場を提供するとともに、活用できる資源に関する情報の発信を行います。

【具体的な施策の方向性と主な事業】

① 活用可能な資源についての情報を発信

活用可能な資源についての情報を収集・発信するとともに、その活用方法等について意見交換のできる場を設定します。

- ア 「つながる協働ひろば」での発信
- イ 活用方法を考えるワークショップの開催

◆基本施策 8：地域の社会課題解決に関する取組を支援する情報の提供（第6条）

地域の社会課題解決の取組を支援する民間の情報や市の施策を収集・発信します。

【具体的な施策の方向性と主な事業】

① 支援情報の収集・発信

地域の社会課題解決の取組を支援する民間情報、市の支援施策等の情報を収集し・発信します。

- ア 「つながる協働ひろば」助成金ナビの拡充

基本方針 4：市役所の協働化をすすめます

◆基本施策 9：協働の視点での施策の見直し、実行、効果の検証（第9条）

市は、施策立案にあたり、多様な主体による協働で実施できるかどうか検討するとともに、現行施策についても協働の視点による見直しに努めます。また、協働により実施した施策について、協働した多様な主体とともに、評価・検証を行います。

【具体的な施策の方向性と主な事業】

① 多様な主体との協働による市の施策の推進

協働推進員を中心に、各課の施策について協働の視点で見直しを行い、協働することでより効果のあがる事業について協働化をすすめていきます。

- ア 各課の協働施策実態調査を実施
- イ 協働推進員を対象とした協働化研修
- ウ 協働事例を掲載した協働推進ハンドブックを作成

◆基本施策 10：官民協働のモデルとなる事業の指定と支援措置（第7条）

市と協働することで、より効果的に地域の社会課題が解決できると認められる取組をモデル事業として指定し、支援を行うとともに、評価及び成果の発信と共有を行います。

【具体的な施策の方向性と主な事業】

① 市との協働でより効果を上げることができる事業の指定と支援措置

E S D・市民協働推進センターに持ち込まれた協働提案や相談をもとに、関係団体、関係課との協議を行い、官民の協働で、より有効に課題解決をすすめます。

補助金の交付により事業の実現性を高めることのできる事業については審議の上補助金を交付します。またその他必要な支援措置についても審議し決定します。指定された事業についてはその審査結果や評価を公開するとともに、事業の成果を共有することで、協働事業を広げていきます。また、より成果のあがる事業については、一般施策化を検討します。協働を推進するため、「協働のまちづくり秋山基金」の活用による支援措置を検討します。

- ア 市民協働推進モデル事業の募集と実施
- イ ESD・市民協働推進センターによる市民協働推進事業の支援
- ウ 市民協働推進モデル事業報告会の開催と事業の成果・課題の発信

◆基本施策11：市に対する協働による地域の社会課題解決の提案（第10条）

多様な主体が市に対して、地域の社会課題解決の提案を行うことができ、市は、提案された協働による取組について、岡山市ESD・市民協働推進センターと連携し、協働の取組につなげるよう努めます。

【具体的な施策の方向性と主な事業】

① 多様な主体からの市への協働提案制度の活用

市への協働提案制度について周知し活用を進めるとともに、ESD・市民協働推進センターが、提案に基づく協議の場を設定し、協働することで、より効果的に課題解決が進むと考えられる事業についても協働での取組につなげます。

- ア 協働による課題解決提案制度の普及
- イ 解決したい地域の社会課題についての個別協議の場の設定

基本方針5：成果を共有し、協働意識の醸成をすすめます

◆基本施策12：協働による優れた地域の社会課題解決に関する取組の表彰（第6条）

協働による地域の社会課題解決の取組のうち、優れた取組を表彰することで、活動を支援するとともに、活動を広げていく機会とします。

【具体的な施策の方向性と主な事業】

① 表彰制度「協働のまちづくり大賞（仮称）」の新設・普及

協働により地域の社会課題解決をすすめる取組を表彰し協働のまちづくりをすすめます。表彰の対象となるプロジェクトのテーマは、多様な主体で構成される協働推進委員会で決定し、市民の参画を得て審査・決定することで、優れた取組を広げていき、協働意識を醸成します。

- ア 優れた取組の表彰
- イ 表彰されたプロジェクトの周知広報

◆基本施策13：条例及びそれに伴う施策の啓発（第13条）

条例が市民に浸透し、具体的な取組につながるよう、条例とそれに伴う施策の啓発を行います。

【具体的な施策の方向性と主な事業】

① 条例の普及促進活用

条例の解説及び条例に定める推進施策等を周知するため、条例の活用を進める「条例活用ハンドブック」を作成し広く配布する。あわせて協働事業の事例を紹介し、協働による課題解決の意義と進め方を広げます。

ア 条例活用ハンドブックの配布

イ 「つながる協働ひろば」での発信

ウ 表彰事例、モデル事業等の実践事業の掲載

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 岡山市協働推進委員会

住民自治組織、NPO法人その他の市民活動団体、事業者、学校等多様な主体で構成される市の附属機関であり、推進計画の策定とその実施状況の評価、優れた取組の表彰、モデルとなる官民協働事業の指定と支援措置の審査等を行います。

(2) 岡山市協働推進本部

官民協働を推進するため、庁内の協働関係各課に協働推進員を配置し、研修等により資質の向上を図り、協働施策の点検や実施を行うとともに、地域の社会課題解決の取組を進めるための情報提供等を行います。

(3) 協働フォーラム

協働の推進にあたり、より幅広い市民の意見が反映されるよう協働フォーラムを開催します。

2. 計画の実効性の確保

計画に基づき実施された各基本施策毎の具体的な取組の進捗状況等を岡山市協働推進委員会に毎年度報告し、評価していただくとともに、その結果を公表します。